

## データ共有クラウドサービス「CIMPHONY Plus」利用規約 新旧対照表

(現行)データ共有クラウドサービス「CIMPHONY Plus」利用規約	(改定)データ共有クラウドサービス「CIMPHONY Plus」利用規約
<p>第3条(サービス内容) 本サービス内容は、(https://const.fukuicompu.jp/products/cimphonyplus/plan.html)に記載するものとし、契約者は「Standard」、「Professional」、「Enterprise」(Standard・Professional)の各プランを利用することができます。(※「Professional」及び「Enterprise (Professional)」は2020年1月から提供開始を予定しております。)</p> <p>附則 基本規約は、2019年9月24日より適用します。 以上</p> <p>第1条(定義) 第2条(契約方法) 第3条(利用料金) 第4条(支払方法) 第5条(契約期間) 第6条(契約内容の変更) 第7条(サポート) 第8条(登録抹消等) 第9条(共有データの取扱い) 第10条(契約終了後の再登録) 第11条(その他)</p>	<p>第3条(サービス内容) 本サービス内容は、(https://const.fukuicompu.jp/products/cimphonyplus/plan.html)に記載するものとし、契約者は「Standard」、「Professional」、「Professional Light」の各プランを利用することができます。</p> <p>附則 基本規約は、2019年9月24日より適用します。 <a href="#">2022年2月 1日より一部改定します。</a> 以上</p> <p>第1条(定義) 第2条(契約方法) 第3条(利用料金) 第4条(支払方法) 第5条(契約期間) 第6条(契約内容の変更) 第7条(サポート) <a href="#">第8条(契約の解約又は解除)</a> <a href="#">第9条(登録抹消等)</a> <a href="#">第10条(共有データの取扱い)</a> <a href="#">第11条(契約終了後の再登録)</a> <a href="#">第12条(その他)</a></p>
<p>第1条(定義) 有料規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。なお、特に定義されていない用語は、基本規約に定める定義と同じ意味を持ちます。 (1)「契約認証」とは、契約者として利用者が本人のアカウントと当社が発行した保証書に記載の契約コードとの認証処理が完了したことを意味します。</p> <p>第2条(契約方法) 1 利用者が当社の定める方法により当社に対し申込みを行い、当社が当該利用者に対し保証書を送付することにより、契約が成立するものとします。 2 利用者は、前項の保証書をもって契約認証することにより、契約者として契約した本サービスのプランを利用することができます。 3 契約は、契約者の事業所単位とし、1事業所につき1契約のみとします。</p> <p>第4条(支払方法) 1 契約者は、本サービスの契約プランごとに定められた年額利用料金を、第2項に定める支払方法により、毎年1回これを支払うものとします。 2 利用料金は、請求書発行による振込みとし、契約者と当社との間で定めた支払期日までに支払うものとします。</p> <p>第5条(契約期間) 1 契約者のサービス利用契約期間は、当社より契約者に対し保証書を送付した日の翌月1日から1年間とし、保証書に記載するものとします。 2 契約終了前に解約した場合は、既に支払われた利用料金の払い戻しは行わないものとします。また、利用料金の未払いがある場合は、当社が定める金額と方法にて速やかに支払うものとします。 3 契約初回時に限り、契約認証から契約期間開始日までの期間をサービス期間とし、本サービスの利用を無料で許可するものとします。 4 契約者が、契約を更新する場合は、当社の定める方法により当社に対し申込みを行うことにより、新たに1年間本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条(定義) 有料規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。なお、特に定義されていない用語は、基本規約に定める定義と同じ意味を持ちます。 (1)「契約認証」とは、契約者として利用者が本人のアカウントと当社が発行した保証書に記載の契約コードとの認証処理が完了したことを意味します。 (2)「販売代理店」とは、当社に代わりお客様への販売窓口として、諸手続き並びに利用料金の請求及び回収を実施する事業者をいいます。 (3)「販売代理店等」とは、販売代理店と当社をいいます。ただし、当社が当社のみを窓口等として指定する場合は、当社のみを指すものとします。</p> <p>第2条(契約方法) 1 利用者が販売代理店等の定める方法により当社に対し申込みを行い、当社が当該利用者に対し保証書を送付することにより、契約が成立するものとします。 2 利用者は、前項の保証書をもって契約認証することにより、契約者として契約した本サービスのプランを利用することができます。 3 契約は、契約者の事業所単位とし、1事業所につき1契約のみとします。</p> <p>第4条(支払方法) 1 契約者は、本サービスの契約プランごとに定められた利用料金を、第2項に定める支払方法により、これを支払うものとします。 2 利用料金は、請求書発行による振込みとし、契約者と当社との間で定めた支払期日までに支払うものとします。</p> <p>第5条(契約期間) 1 契約者のサービス利用契約期間は、当社より契約者に対し送付した保証書に記載の期間とします。 2 契約初回時に限り、契約認証から契約期間開始日までの期間をサービス期間とし、本サービスの利用を無料で許可するものとします。 3 契約者が、契約を更新する場合は、販売代理店等の定める方法により当社に対し申込みを行い、当社より保証書を受領することで、当該保証書に定める期間、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>第8条(契約の解約又は解除) 1 お客様は、本サービスのいずれかの契約プランにおいても、契約期間中は解約できないものとします。 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、事前にお客様に通知するこなく契約を解除できるものとします。 ① 基本規約第11条1項により本サービスが終了した場合 ② 手形若しくは小切手が回でも不渡りとなる場合、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始された場合 ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続き開始決定等の申立てがなされた場合 ④ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合 3 お客様は、前項により契約を解除された場合、契約期間が残存している場合でも、当該契約に基づくお客様の権利は失効するものとし、利用料金については以下のとおりとします。 ① 既に支払われた利用料金のうち、残存期間に応じて利用料金の払戻しは行いません。 ② 月額支払で、残存期間分の未払い利用料金がある場合は、当社が定める金額と方法にて、速やかに支払うものとします。 4 当社の理由により契約を解約する場合は、当社はお客様に対して30日前に通知することにより当該契約を解約することができるものとします。なお、契約期間が残存している場合は、当社は利用料金のうち残存期間に相当する金額をお客様に払い戻すものとします。</p> <p>第10条(契約終了後の再登録) 1 契約終了後に再び契約を希望する場合は、新規契約として新たな契約とするものとし、登録された共有データ利用者情報は引き継げないものとします。 2 基本規約第13条及び有料規約第13条の定めにより登録抹消された契約者については、再登録はできないものとします。</p> <p>第11条(その他) 有料規約における、「規約の変更」、「連絡及び通知」、「サービス利用契約上の地位の譲渡等」、「賠償責任」、「分離可能性」、「準拠法」、「協議及び合意管轄」の各条項は、基本規約第21条から第27条の各条項の「基本規約」を「有料規約」に読み替えて適用するものとします。</p> <p>附則 有料規約は、2019年9月24日より適用します。 以上</p>
	<p>第12条(その他) 有料規約における、「規約の変更」、「連絡及び通知」、「サービス利用契約上の地位の譲渡等」、「賠償責任」、「分離可能性」、「準拠法」、「協議及び合意管轄」の各条項は、基本規約第21条から第27条の各条項の「基本規約」を「有料規約」に読み替えて適用するものとします。</p> <p>附則 有料規約は、2019年9月24日より適用します。 <a href="#">2022年2月 1日より一部改定します。</a> 以上</p>